

けんぽニュース



初春の候、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本年も、事業主様ご担当者様の健保業務へのご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

1. 退職後に任意継続健康保険に加入される場合の健康保険料等について

任意継続被保険者の健康保険料等の基礎となる標準報酬月額（以下、月額）は、「被保険者の資格喪失した月の月額」か、当健保の「前年9月30日における全被保険者の月額の平均」のいずれか低い方とされています。

令和7年度の任意継続被保険者の平均標準報酬月額は¥380,000です。（令和6年度から変更なし）

この月額が令和7年4月以降の任意継続被保険者の健康保険料等の上限になります。

例) 退職時に標準報酬月額¥500,000の被保険者が任意継続被保険者になるとき。

健康保険料等の基礎となる標準報酬月額は、上限の¥380,000となります。

2. 住所変更届をお忘れなく

従業員の方、もしくはご家族が住所変更された場合は速やかに当健保に「住所変更届」をご提出ください。健保が登録している住民票住所情報と市町村に届出されている住所情報が異なる時、マイナ保険証使用時においてエラーになることがございます。「住所変更届」は当組合ホームページからダウンロードでき、FAXでのお届けも可能です。

従業員の皆さまにもお声かけくださいますようお願いいたします。

3. 子の出生に伴う届出について

お子様が誕生された際は「被扶養者異動届」（以下「異動届」とする）にて健康保険の被扶養者※として登録が必要です。（※夫婦どちらか収入の多い方に届出を出します）

「異動届」には誕生されたお子様の「マイナンバー」の記載が必要です。以前は出生時のマイナンバーの交付までに相当の日数がかかっていましたが、現在では最短1週間程度でマイナンバーが交付されているケースなどもあり、早くなっています。

そのため、出生時の「異動届」にも「マイナンバー」の記載をしていただくようお願いいたします。やむを得ず「マイナンバー」の記載をせずにお届けの場合、後日のお届け忘れが頻発しております。事業所様におかれましても、「マイナンバー」未提出の方のお届け忘れが無いよう、ご留意いただきますよう、よろしくお願いいたします。



2月1日～2月28日の期間で「日々の記録チャレンジ」を開催します。体重と歩数を記録すると最大120ポイント獲得できます。年末年始に増えた体重を元に戻しましょう！

上記以外にも、わからないことがあればお問い合わせ下さい。（ホームページもご利用下さい。）

大阪府電気工事健康保険組合

☎ 06-6486-9013